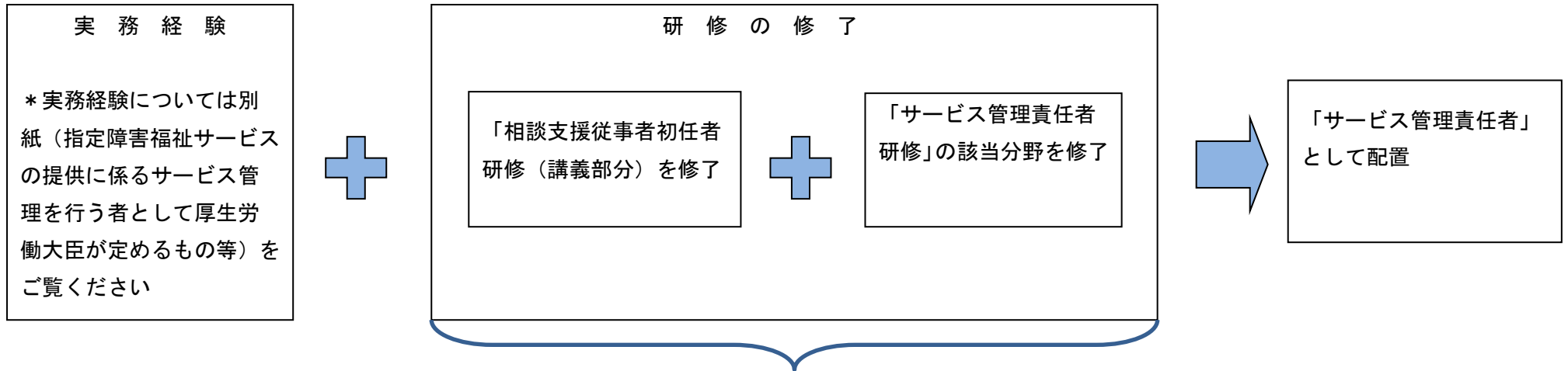


# サービス管理責任者の要件



## （経過措置期間）

- 新規に指定した事業所又は施設においては、実務経験を満たすものについては、研修未修了であっても、「サービス管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修（講義部分）」を修了することを条件として、事業の開始の日から起算して1年間（事業の開始の日が平成29年4月1日以降の場合には、平成30年3月31日までの間）は、サービス管理責任者の業務を行うことができる。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた事業所又は施設においては、当該事由の発生した日から起算して1年間は、実務経験の要件を満たすものについては、研修未修了であってもサービス管理責任者とみなすことができる。